

02

所得税の特定の基準所得金額の課税の特例 ～令和7年から適用の重要税制～

特例の概要（極めて高い水準の所得に対する所得税の負担の適正化）

令和7年分以後の所得税について、基準所得金額^(注1)が3億3,000万円を超える場合は、①の算式で計算した金額から②の基準所得税額^(注2)を控除した金額に相当する所得税が追加で課されます（措法41の19、改正法附則36）。

① $(\text{その年分の基準所得金額}^{\text{(注1)}} - 3\text{億}3,000\text{万円}) \times 22.5\%$

② その年分の基準所得税額^(注2)

(注1) 「基準所得金額」は、その年分の所得税につき申告不要制度*を適用しないで計算した合計所得金額（特別控除額控除後の額をいい、源泉分離課税の対象となる利子所得の金額及びNISA制度ならびに特定中小会社が設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等の特例において非課税とされる金額を含まない。）をいいます（措法41の19②）。

*「申告不要制度」は、「確定申告を要しない配当所得等の特例」及び「確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得の特例」をいいます。

例えば、給与所得が含まれる総所得金額や、退職所得の金額、土地建物等の長期譲渡所得の金額（特別控除の適用がある場合には、その控除後の金額）、土地建物等の短期譲渡所得の金額（特別控除の適用がある場合には、その控除後の金額）、上場株式等に係る譲渡所得等の金額、（上場株式等以外の）一般株式等に係る譲渡所得等の金額などが、基準所得金額に含まれます。

(注2) 「基準所得税額」は、その年分の基準所得金額に係る所得税額(外国税額控除等を適用しない場合の所得税額をいい附帯税及び本特例により課される税額を除く。)をいいます（措法41の19③）。

対象となる譲渡所得の金額の水準

1. 創設の趣旨

現下の社会保険料も加味した所得税の負担率をみると、所得が1億円を超えたあたりの所得層は負担率がそこまで大きく低下していない一方で、かなりの高所得者層の負担率の低下が著しい状況にあるといった所得税負担率の状況等（次頁参照）を踏まえ、税負担の公平性を確保する観点から、令和7年分以後の所得税につき、極めて高い金額の所得に対する最低限の負担を求める措置として、「特定の基準所得金額の課税の特例」（以下「本特例」）が導入されています。

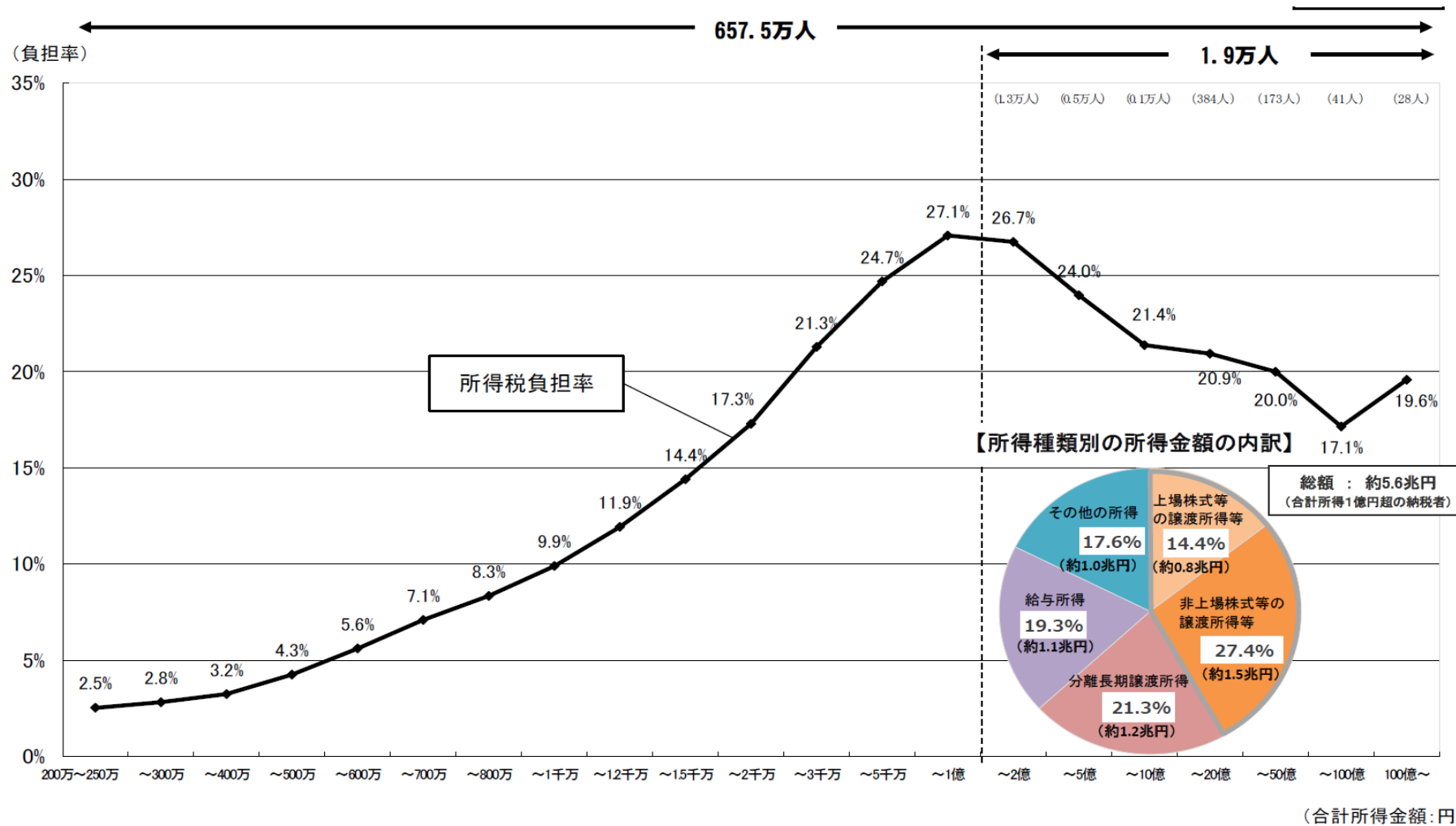
2. 本特例の対象となる譲渡所得金額の水準

前頁①の「22.5%」の水準は、総合課税の対象となる所得税の税率（所法89）の最高税率（45%）の2分の1としたものです。これは、所得税法において総合課税の対象とされる長期譲渡所得の金額については、その2分の1を総所得金額として計算している（所法22②二）こと（=実質的な最高税率22.5%）から、租税特別措置法における株式譲渡所得等や土地・建物等の長期譲渡所得に対する比例税率（15%）により、これを下回る部分について負担を求めること等を勘案して設定されています。

この点を踏まえ、3億3,000万円の控除額の下では、かりにその個人が譲渡所得のみを有する場合には、約10億円を超えると追加的な負担が生ずることになります。

10億円以上の株式等に係る譲渡所得等の金額や、土地建物に係る長期譲渡所得の金額が生じる場合には、本特例の適用の有無について確認が必要です。

【参考】 申告納税者の所得税負担率（令和2年分）



(備考) 令和2年分の国税庁「申告所得税標本調査（税務統計から見た申告所得税の実態）」より作成。
 (注1) 所得金額があっても申告納税額のない者（例えば還付申告書を提出した者）は含まれていない。また、源泉分離課税の所得や申告不要を選択した所得も含まれていない。
 (注2) 円グラフの「株式等の譲渡所得等」のうち「上場株式等」及び「非上場株式等」の内訳は、分離課税（株式譲渡所得、配当所得、先物取引所得）の所得金額が1,000万円超である者のうち合計所得金額1億円超のものの確定申告書データにおける比率を用いて、財務省において機械的に計算したもの。

(出典：財務省「令和5年度税制改正の解説」235頁の図表を基に作成)

特定の基準所得金額の課税の特例に係る所得税の計算例①

【ケース1】不動産オーナーによる土地の譲渡が行われた事例

令和7年分の不動産所得の金額1,200万円、所得控除の合計額200万円、土地の譲渡に係る長期譲渡所得の金額10億円の場合

【本特例の計算】

① $1,200\text{万円} + 10\text{億円} > 3.3\text{億円}$

∴本特例の適用あり。

② $(1,200\text{万円} + 10\text{億円} - 3.3\text{億円}) \times 22.5\% = 153,450,000\text{円}$

③不動産所得の金額1,200万円、所得控除の合計額200万円の場合の課税総所得金額に対する所得税額

$(1,200\text{万円} - 200\text{万円}) \times 33\% - 153.6\text{万円} = 1,764,000\text{円}$

④長期譲渡所得の金額10億円に対する所得税（税率15%）

150,000,000円

⑤③ + ④ = 151,764,000円

⑥追加で課される所得税額

② - ⑤ = 1,686,000円

特定の基準所得金額の課税の特例に係る所得税の計算例②

【ケース 2】

令和7年分の給与所得の金額1,000万円、所得控除の合計額200万円、非上場株式の譲渡に係る譲渡所得等の金額15億円、退職所得の金額が4,000万円の場合

【本特例の計算】

① $1,000\text{万円} + 4,000\text{万円} + 15\text{億円} > 3.3\text{億円}$

∴ 本特例の適用あり。

② $(1,000\text{万円} + 4,000\text{万円} + 15\text{億円} - 3.3\text{億円}) \times 22.5\% = 274,500,000\text{円}$

③ 給与所得の金額1,000万円、所得控除の合計額200万円の場合の課税総所得金額に対する所得税額

$(1,000\text{万円} - 200\text{万円}) \times 23\% - 63.6\text{万円} = 1,204,000\text{円}$

④ 一般株式等に係る譲渡所得等の金額15億円に対する所得税額（税率15%）

$225,000,000\text{円}$

⑤ 退職所得の金額に対する所得税額

$4,000\text{万円} \times 40\% - 279.6\text{万円} = 13,204,000\text{円}$

⑥ $③ + ④ + ⑤ = 239,408,000\text{円}$

⑦ 追加で課される所得税額

$② - ⑥ = \underline{35,092,000\text{円}}$

参考文献・凡例

「令和7年度税制改正大綱」（与党大綱）

自由民主党・公明党

「令和7年度(2025年度)経済産業関係 税制改正について」

経済産業省

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（法人版
事業承継税制）のあらまし」

国税庁

「令和5年度税制改正の解説」

財務省

山崎 信義

税理士法人タクトコンサルティング 情報企画部 部長 税理士

同志社大学経済学部卒業、大和銀行（現りそな銀行）等を経て、2001年株式会社タクトコンサルティング入社。
現在は情報企画部部長として、相続、譲渡、事業承継から企業組織再編まで、資産税を機軸とした幅広い業務に携わり、各種セミナー講師としても活躍中。



